平成 12 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五人 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.35723	(A)		
清涼飲料等					0.31665	(B)		
酒類					0.38052	(C)		
医薬品					0.36253	(D)		
化粧品等					0.35637	(E)		
上記以外の用途					0.39563	(F)		
↑ 注1)省令においては、名	・比率が「業種別」と表現:		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			
E1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 「主たる業種」ごとという意味ではありません。) 再商品化委託申込量(kg)→							7. 3円/kg	

簡易算定方式

※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.26792	(A)		
清涼飲料等					0.18999	(B)		
酒類					0.20929	(C)		
医薬品					0.07251	(D)		
化粧品等					0.35637	(E)		
上記以外の用途					0.15825	(F)		
注1)省令においては、1 (「主たる業種」ごとという		↑ ↑ ※簡易算定方式の ※簡易算定方式のされていますが、わかりや	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 7.3円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 12 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)		[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.01485	(A)		
清涼飲料等					0.03829	(B)		
酒類					0.00481	(C)		
医薬品					0.01333	(D)		
化粧品等					0.00779	(E)		
上記以外の用途					0.00482	(F)		
↑ 注1)省令においては、2 (「主たる業種」ごとという	予比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますが、わかりやす	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 7.3円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

↑ ※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 ┃ 「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量((kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.01337	(A)		
清涼飲料等					0.03637	(B)		
酒類					0.00336	(C)		
医薬品					0.00333	(D)		
化粧品等					0.00779	(E)		
上記以外の用途					0.00313	(F)		
注1)省令においては、名(「主たる業種」ごとという	5比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	↑ ※簡易算定方式 れていますが、わかりやす	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 7.3円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 13 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五人 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.39161	(A)		
清涼飲料等					0.34605	(B)		
酒類					0.40474	(C)		
医薬品					0.39258	(D)		
化粧品等					0.40978	(E)		
上記以外の用途					0.40395	(F)		
↑ 注1)劣会においては タ	ことをが「業種別」と実現:	されていますが わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			
E1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 「主たる業種」ごとという意味ではありません。) 再商品化委託申込量(kg)→							7. 4円/kg	(1日本週旬97百年)

簡易算定方式

※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.33287	(A)		
清涼飲料等					0.17303	(B)		
酒類					0.20237	(C)		
医薬品					0.17666	(D)		
化粧品等					0.40978	(E)		
上記以外の用途					0.18178	(F)		
注1)省令においては、名(「主たる業種」ごとという		↑ ※簡易算定方式の されていますが、わかりや	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 7.4円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 13 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も<u>提出して下さい。</u>)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	ž	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)		[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.01131	(A)		
清涼飲料等					0.03396	(B)		
酒類					0.00476	(C)		
医薬品					0.01090	(D)		
化粧品等					0.00704	(E)		
上記以外の用途					0.00338	(F)		
↑ \		カナハナナゼ た かりか	+/「田冷 !!- * · * · * · * · * · * · * · * · * · *	+.		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金
	E1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 「主たる業種」ごとという意味ではありません。) 再商品化委託申込量(kg)→						7. 4円/kg	<u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量((kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.01131	(A)		
清涼飲料等					0.03396	(B)		
酒類					0.00452	(C)		
医薬品					0.00545	(D)		
化粧品等					0.00704	(E)		
上記以外の用途					0.00253	(F)		
注1)省令においては、1	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	↑ ※簡易算定方式 れていますが、わかりやす	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 7.4円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 14 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五人 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.41506	(A)		
清涼飲料等					0.36524	(B)		
酒類					0.41725	(C)		
医薬品			·		0.40875	(D)		
化粧品等			·		0.42415	(E)		
上記以外の用途			•		0.41663	(F)		
↑ 注1)坐今にむいては タ	、比変が「業種別」と実現・	ナカブいますが わかりか	オノ「田冷」にならためまり			⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 (「主たる業種」ごとという意味ではありません。) 再商品化委託申込量(kg)→							7. 5円/kg	(1日本週切9倍()

簡易算定方式

※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.37356	(A)		
清涼飲料等					0.20088	(B)		
酒類					0.18776	(C)		
医薬品					0.24525	(D)		
化粧品等					0.42415	(E)		
上記以外の用途					0.12499	(F)		
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		↑ ※簡易算定方式の されていますが、わかりや	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 7.5円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 14 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	名	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)		[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00781	(A)		
清涼飲料等					0.03440	(B)		
酒類					0.00543	(C)		
医薬品					0.01040	(D)		
化粧品等					0.00520	(E)		
上記以外の用途					0.00740	(F)		
	子比率が「業種別」と表現さ 意味ではありません。)	れていますが、わかりやす	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 7.5円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

↑ ※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 ┃「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量((kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00781	(A)		
清涼飲料等					0.03440	(B)		
酒類					0.00461	(C)		
医薬品					0.00728	(D)		
化粧品等					0.00520	(E)		
上記以外の用途					0.00370	(F)		
注1)省令においては、名(「主たる業種」ごとという	予比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	↑ ※簡易算定方式 れていますが、わかりやす	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 7.5円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 15 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.45507	(A)		
清涼飲料等					0.41106	(B)		
酒類					0.46311	(C)		
医薬品					0.44662	(D)		
化粧品等					0.46890	(E)		
上記以外の用途					0.45827	(F)		
↑ 注1)劣会においては タ	ことをが「業種別」と実現:	されていますが、わかりや	オグ田会いちたためま			⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
(「主たる業種」ごとという		C10 C0. A 9 N. (17N. 9 10		5. 5円/kg	(1日本種類 7 店()			

簡易算定方式

※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.40957	(A)		
清涼飲料等					0.22608	(B)		
酒類					0.18524	(C)		
医薬品					0.31264	(D)		
化粧品等					0.46890	(E)		
上記以外の用途					0.11457	(F)		
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		↑ ※簡易算定方式の されていますが、わかりや	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 5.5円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 15 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	ž	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)		[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小教点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00932	(A)		
清涼飲料等					0.03289	(B)		
酒類					0.00632	(C)		
医薬品					0.01312	(D)		
化粧品等					0.00597	(E)		
上記以外の用途					0.00694	(F)		
↑ 注1)省令においては、2 (「主たる業種」ごとという	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	れていますが、わかりやす	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.5円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

↑ ※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 ┃「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

	<u> </u>							
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量((kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00932	(A)		
清涼飲料等					0.03289	(B)		
酒類					0.00538	(C)		
医薬品					0.01312	(D)		
化粧品等					0.00597	(E)		
上記以外の用途					0.00416	(F)		
注1)省令においては、名(「主たる業種」ごとという	予比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	↑ ※簡易算定方式 れていますが、わかりやす	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 5.5円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 16 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.46812	(A)		
清涼飲料等					0.41027	(B)		
酒類					0.47699	(C)		
医薬品					0.45581	(D)		
化粧品等					0.47850	(E)		
上記以外の用途					0.46196	(F)		
↑ 注1)劣会においては タ	ことをが「業種別」と実現:	されていますが わかりや	オノ「田冷」にあらためま	. +-		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
E1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 「主たる業種」ごとという意味ではありません。) 再商品化委託申込量(kg)→							4. 6円/kg	7.1.口水桶和力店 C.7

簡易算定方式

※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.42131	(A)		
清涼飲料等					0.22565	(B)		
酒類					0.21465	(C)		
医薬品					0.31907	(D)		
化粧品等					0.47850	(E)		
上記以外の用途					0.13859	(F)		
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	↑ ※簡易算定方式の されていますが、わかりや	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 4.6円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 16 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	ž	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)		[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小教点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.01093	(A)		
清涼飲料等					0.04089	(B)		
酒類					0.00994	(C)		
医薬品					0.01800	(D)		
化粧品等					0.00456	(E)		
上記以外の用途					0.00819	(F)		
↑ 注1)省令においては、2 (「主たる業種」ごとという	を比率が「業種別」と表現さ 意味ではありません。)	れていますが、わかりやす	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 4.6円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

↑※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 ┃「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量((kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.01093	(A)		
清涼飲料等					0.04089	(B)		
酒類					0.00845	(C)		
医薬品					0.01710	(D)		
化粧品等					0.00456	(E)		
上記以外の用途					0.00819	(F)		
注1)省令においては、1	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	↑ ※簡易算定方式 れていますが、わかりやす	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 4.6円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 17 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方式	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小數点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.50297	(A)		
清涼飲料等					0.34805	(B)		
酒類					0.45006	(C)		
医薬品			·		0.42113	(D)		
化粧品等					0.34935	(E)		
上記以外の用途			•		0.33279	(F)		
↑ 注1)省令においては、各上	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	されていますが わかしめ	オノ「田冷」にならためまり	. +-		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
注17年 可にぬいては、谷上(「主たる業種」ごとという意		546 C66 & 9 D1 (17D1 & 12	ット・ 市返」にのりにのよい		化委託申込量(kg)→		4. 6円/kg	(1日本興切り信()

簡易算定方式

※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.42752	(A)		
清涼飲料等					0.19143	(B)		
酒類					0.24753	(C)		
医薬品					0.31584	(D)		
化粧品等					0.34935	(E)		
上記以外の用途					0.09984	(F)		
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		↑ ↑ ※簡易算定方式の ※簡易算定方式のされていますが、わかりや	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 4.6円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 17 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	名	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.01022	(A)		
清涼飲料等					0.03532	(B)		
酒類					0.01245	(C)		
医薬品					0.01638	(D)		
化粧品等					0.00439	(E)		
上記以外の用途					0.00338	(F)		
	ら比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますが、わかりやす	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 4.6円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

↑※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 ┃「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量((kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.01022	(A)		
清涼飲料等					0.03532	(B)		
酒類					0.00996	(C)		
医薬品					0.01556	(D)		
化粧品等					0.00439	(E)		
上記以外の用途					0.00338	(F)		
注1)省令においては、1	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	↑ ※簡易算定方式 れていますが、わかりやす	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 4.6円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 18 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	<u> </u>	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.37208	(A)		
清涼飲料等					0.30148	(B)		
酒類					0.33874	(C)		
医薬品					0.31719	(D)		
化粧品等					0.18623	(E)		
上記以外の用途					0.32799	(F)		
↑ 注1)省令においては、名	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	されていますが、わかりや	すく「用途」にあらためま	l. <i>t</i> -。	-	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>
(「主たる業種」ごとという			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		品化委託申込量(kg)→		4. 6円/kg	<u> </u>

簡易算定方式

※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.33487	(A)		
清涼飲料等					0.18089	(B)		
酒類					0.20324	(C)		
医薬品					0.23789	(D)		
化粧品等					0.18623	(E)		
上記以外の用途					0.09840	(F)		
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	↑ ↑ ※簡易算定方式の ※簡易算定方式のされていますが、わかりや	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 4.6円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 18 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も<mark>提出して下さい。)</mark>

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	名	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)		[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00482	(A)		
清涼飲料等					0.02631	(B)		
酒類					0.00740	(C)		
医薬品					0.01104	(D)		
化粧品等					0.00317	(E)		
上記以外の用途					0.00023	(F)		
1			- / m > / - + > + + + +	_		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金
	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますか、わかりやす	タ く「 用速」」にあらためまし		品化委託申込量(kg)→		4. 6円/kg	<u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

↑ ※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 ┃ 「簡易算定方式」による算定を行って下さい。 この場合、「前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量((kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小數点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00482	(A)		
清涼飲料等					0.02631	(B)		
酒類					0.00666	(C)		
医薬品					0.01104	(D)		
化粧品等					0.00317	(E)		
上記以外の用途					0.00023	(F)		
注1)省令においては、名(「主たる業種」ごとという	予比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	↑ ※簡易算定方式 れていますが、わかりやす	品化委託申込量(kg)→	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価 4.6円/kg	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>		

平成 19 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.34563	(A)		
清涼飲料等					0.31291	(B)		
酒類					0.33966	(C)		
医薬品					0.33296	(D)		
化粧品等					0.17990	(E)		
上記以外の用途					0.35026	(F)		
↑ 注1)省令においては、そ (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5. O円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

	101 11 77 72		20 T / (/ 0 / 0 / 3 F 24 C					
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg)	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg)	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
	1	2	3	4=1-2	(5)	4 × 5		
食料品					0.32835	(A)		
清涼飲料等					0.18775	(B)		
酒類					0.25474	(C)		
医薬品					0.26637	(D)		
化粧品等					0.17990	(E)		
上記以外の用途					0.08756	(F)		
\uparrow		ツ笠日笠中ナナの	↑ # △ は			⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※簡易算定方式の されていますが、わかりや		5. 0円/kg	<u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 19 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00265	(A)		
清涼飲料等					0.02202	(B)		
酒類					0.00870	(C)		
医薬品					0.01071	(D)		
化粧品等					0.00352	(E)		
上記以外の用途					0.00013	(F)		
↑ >1.4.4.4.1.1.7.1.4.4	ᄼᄔᆇᄯᄕᆇᄄᆒᆡᅩᆂᅲᅩ	h 71) + + 16	+/[=>, -+>+,4+	<i>t</i> .		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金
注1) 省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	§比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れしいますか、わかりやき	すく「用迹」にめらためまし		l化委託申込量(kg)→		5. 0円/kg	<u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

	ロエチたかみ	人(100 事未於此平)	, (, o, oo y p = 0 1 = 0 + 0 + 0 +	+HC1040 0170				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四捨五入(kg)	への委託により回収した	① 一②]のうち、事業活動により 事満した 特定容器の量 (kg)③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①ー②		再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00265	(A)		
清涼飲料等					0.02202	(B)		
酒類					0.00826	(C)		
医薬品					0.01071	(D)		
化粧品等					0.00352	(E)		
上記以外の用途					0.00013	(F)		
1 1		※簡易算定方式	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			
1 注1) 省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)			5. 0円/kg				

平成 20 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.36407	(A)	/	
清涼飲料等					0.33385	(B)		
酒類					0.36065	(C)		
医薬品					0.35121	(D)		
化粧品等					0.32513	(E)		
上記以外の用途					0.34750	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 4.7円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

		冰妖八(100 字末水		•				
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定 容器の量から回収量を 控除した量 (kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.32766	(A)		
清涼飲料等					0.21700	(B)		
酒類					0.28852	(C)		
医薬品					0.28097	(D)		
化粧品等					0.29261	(E)		
上記以外の用途					0.06950	(F)		
		※簡易算定方式の	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			
 注1)省令においては、各 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや		4. 7円/kg				

平成 20 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)		[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00305	(A)		
清涼飲料等					0.02256	(B)		
酒類					0.00813	(C)		
医薬品					0.01067	(D)		
化粧品等					0.01747	(E)		
上記以外の用途					0.01512	(F)		
↑ 注1)省令においては、そ (「主たる業種」ごとという	を比率が「業種別」と表現さ 意味ではありません。)	れていますが、わかりやっ	すく「用途」にあらためまし	-	品化委託申込量(kg)→		⑦=再商品化実施委託単価 4.7円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>
_		B					B	

簡易算定方式

	ロエチたかみ	八〇〇 事未水此中	, (, o, o, pp pq 1 - o, p q ;	+ MC10-00 00 00 00				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四拾五入(kg)	への委託により回収した	① 一②]のうち、事業活動により 事満した 特定容器の量 (kg)③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①ー②		再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00305	(A)		
清涼飲料等					0.02256	(B)		
酒類					0.00772	(C)		
医薬品					0.01067	(D)		
化粧品等					0.01747	(E)		
上記以外の用途					0.01512	(F)		
	ᄀᄔᅔᅶᄕᅮᄴᅜᅩᄓᆘᆛᆂᄁᆛ	※簡易算定方式	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 4.7円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			
注1) 省令においては、名(「主たる業種」ごとという	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れしいまり か、わかりやす		T. / J/ NS				

平成 21 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.41190	(A)		
清涼飲料等					0.38070	(B)		
酒類					0.40987	(C)		
医薬品					0.39941	(D)		
化粧品等					0.38460	(E)		
上記以外の用途					0.38790	(F)		
↑ 注1)省令においては、そ (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.3円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

		MICORY () PICTOR		ку с ук шелосо в э о	•			
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小數点第1位を 四 捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.37071	(A)		
清涼飲料等					0.26649	(B)		
酒類					0.32790	(C)		
医薬品					0.31953	(D)		
化粧品等					0.30768	(E)		
上記以外の用途					0.05818	(F)		
		※簡易算定方式の	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			
」 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや		5. 3円/kg				

平成 21 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	名	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)		[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00378	(A)		
清涼飲料等					0.02334	(B)		
酒類					0.00688	(C)		
医薬品					0.01328	(D)		
化粧品等					0.01995	(E)		
上記以外の用途					0.00748	(F)		
↑ 注1)省令においては、そ (「主たる業種」ごとという	ら比率が「業種別」と表現さ 意味ではありません。)	れていますが、わかりやす	すく「用途」にあらためまし		品化委託申込量(kg)→		⑦=再商品化実施委託単価 5.3円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

	ロエチたがみ	人(100 事業水此平)	, (, o, oo y p = 0 1 = 0 + 0 + 0 +	+HC1040 0170				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	への委託により回収した	① 一②]のうち、事業活動により 事満した 特定容器の量 (kg)③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①ー②		再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00378	(A)		
清涼飲料等					0.02334	(B)		
酒類					0.00688	(C)		
医薬品					0.01262	(D)		
化粧品等					0.01995	(E)		
上記以外の用途					0.00748	(F)		
		※簡易算定方式	⑥=(A)~(F)の合計		⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	5比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますが、わかりやす		5. 3円/kg				

平成 22 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.42572	(A)		
清涼飲料等					0.40197	(B)		
酒類					0.42422	(C)		
医薬品					0.41390	(D)		
化粧品等					0.40638	(E)		
上記以外の用途					0.42710	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	されていますが、わかりや	すく「用途」にあらためま	-	r化委託申込量(kg)→	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5. 1円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)

簡易算定方式

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小數点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.38314	(A)		
清涼飲料等					0.28138	(B)		
酒類					0.29695	(C)		
医薬品					0.35181	(D)		
化粧品等					0.36574	(E)		
上記以外の用途					0.04271	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		※簡易算定方式の されていますが、わかりや・	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.1円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 22 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)		[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00280	(A)		
清涼飲料等					0.01899	(B)		
酒類					0.00698	(C)		
医薬品					0.01410	(D)		
化粧品等					0.00695	(E)		
上記以外の用途					0.00168	(F)		
↑ 注1)省令においては、そ (「主たる業種」ごとという	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますが、わかりやす	すく「用途」にあらためまし		品化委託申込量(kg)→		⑦=再商品化実施委託単価 5.1円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

	ロエチたかみ	人(100 事未於此平)	, (, o, oo y p = 0 1 = 0 + 0 + 0 +	+HC1040 0170				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四捨五入(kg)	への委託により回収した	① 一②]のうち、事業活動により 事満した 特定容器の量 (kg)③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①ー②		再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00280	(A)		
清涼飲料等					0.01899	(B)		
酒類					0.00663	(C)		
医薬品					0.01269	(D)		
化粧品等					0.00695	(E)		
上記以外の用途					0.00168	(F)		
↑		※簡易算定方式	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)			5. 1円/kg				

平成 23 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小數点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.36177	(A)		
清涼飲料等					0.34100	(B)		
酒類					0.35870	(C)		
医薬品					0.34890	(D)		
化粧品等					0.35922	(E)		
上記以外の用途					0.33697	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	されていますが、わかりや	すく「用途」にあらためま	-	化委託申込量(kg)→	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.4円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)

簡易算定方式

	161 12 77 7	.M.X. (100 F.X.)	21-1(10)09-241-6	トンで井田でれているり	•			
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg)	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg)	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
	1	2	3	4=1-2	(5)	4 × 5		
食料品					0.32559	(A)		
清涼飲料等					0.25575	(B)		
酒類					0.25109	(C)		
医薬品					0.27912	(D)		
化粧品等					0.35922	(E)		
上記以外の用途					0.03370	(F)		
lack	_	※節目答字士士の	↑ 場合は、控除することが	マキキサ /	-	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※簡易昇足万式の されていますが、わかりや		5. 4円/kg	<u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 23 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)		[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00368	(A)		
清涼飲料等					0.01531	(B)		
酒類					0.00595	(C)		
医薬品					0.01462	(D)		
化粧品等					0.00432	(E)		
上記以外の用途					0.00057	(F)		
	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますが、わかりやっ	すく「用途」にあらためまし	-	化委託申込量(kg)→		⑦=再商品化実施委託単価 5.4円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料会 <u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

	ロエチたがみ	人(100 事業水此平)	, (,,), = 0 0	, men				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四捨五入(kg)	への委託により回収した	① 一②] のうち、事業活動により費消した特定容器の量(kg)③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)		再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00368	(A)		
清涼飲料等					0.01531	(B)		
酒類					0.00535	(C)		
医薬品					0.01316	(D)		
化粧品等					0.00432	(E)		
上記以外の用途					0.00057	(F)		
注1)省会においては 名	5比率が「業種別」と表現さ	※簡易算定方式	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.4円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			
(「主たる業種」ごとという		40 CO G 9 10 C 1710 9 10 3	A化委託申込量(kg)→					

平成 24 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小數点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.35175	(A)		
清涼飲料等					0.33292	(B)		
酒類					0.35038	(C)		
医薬品					0.33903	(D)		
化粧品等					0.36047	(E)		
上記以外の用途					0.35742	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	されていますが、わかりや	すく「用途」にあらためま	-	化委託申込量(kg)→	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.1円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)

簡易算定方式

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小數点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.31657	(A)		
清涼飲料等					0.28298	(B)		
酒類					0.24527	(C)		
医薬品					0.27123	(D)		
化粧品等					0.34245	(E)		
上記以外の用途					0.08936	(F)		
	各比率が「業種別」と表現 う意味ではありません。)	※簡易算定方式の されていますが、わかりや・	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.1円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 24 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)		[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00436	(A)		
清涼飲料等					0.01678	(B)		
酒類					0.00604	(C)		
医薬品					0.01385	(D)		
化粧品等					0.00414	(E)		
上記以外の用途					0.00321	(F)		
↑	ていずが「業種別」しま用さ	カブいますが わかりかっ	ナノ「田冷 リニなこ た ゆま)	+_		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
注) 有句においては、名 (「主たる業種」ごとという	5比率が「業種別」と表現さ 意味ではありません。)	れいにいまり かいれりかりやく	9 \「 州迹」」〜のり/こめまし		A化委託申込量(kg)→		5. 1円/kg	(1日不凋切り信()

簡易算定方式

	ロエチたかみ	人(100 事未於此平)	, (, o, oo y p = 0 1 = 0 + 0 + 0 +	+HC1040 0170				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四捨五入(kg)	への委託により回収した	① 一②]のうち、事業活動により 事満した 特定容器の量 (kg)③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①ー②		再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00436	(A)		
清涼飲料等					0.01678	(B)		
酒類					0.00573	(C)		
医薬品					0.01316	(D)		
化粧品等					0.00414	(E)		
上記以外の用途					0.00321	(F)		
↑		※簡易算定方式	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)			5. 1円/kg				

平成 25 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.34455	(A)		
清涼飲料等					0.32736	(B)		
酒類					0.34829	(C)		
医薬品					0.33607	(D)		
化粧品等					0.33873	(E)		
上記以外の用途					0.36078	(F)		
↑ 注1)省令においては、そ (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.3円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

		MICORY () PICTOR		ку с ук ш слосо в у о	•			
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定 容器の量から回収量を 控除した量 (kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.31009	(A)		
清涼飲料等					0.26189	(B)		
酒類					0.26122	(C)		
医薬品					0.26885	(D)		
化粧品等					0.32179	(E)		
上記以外の用途					0.10823	(F)		
		※簡易算定方式の	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや		5. 3円/kg				

平成 25 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	á	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)		[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00431	(A)		
清涼飲料等					0.02016	(B)		
酒類					0.00645	(C)		
医薬品					0.01344	(D)		
化粧品等					0.00299	(E)		
上記以外の用途					0.00433	(F)		
↑ 注1)省令においては、? (「主たる業種」ごとという	各比率が「業種別」と表現さ 意味ではありません。)	れていますが、わかりやす	けく「用途」にあらためまし	-		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.3円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)

簡易算定方式

	ロエチたかみ	人 100 事未永此平	(10)009-201-012-03	+HC1040 0170				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	への委託により回収した	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①ー②		再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00431	(A)		
清涼飲料等					0.02016	(B)		
酒類					0.00613	(C)		
医薬品					0.01344	(D)		
化粧品等					0.00299	(E)		
上記以外の用途					0.00433	(F)		
↑		※簡易算定方式	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			
1 注1) 省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	ら比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)			5. 3円/kg				

平成 26 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小數点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.39020	(A)	/	
清涼飲料等					0.31657	(B)		
酒類					0.35139	(C)		
医薬品					0.39530	(D)		
化粧品等					0.33478	(E)		
上記以外の用途					0.40675	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや	すく「用途」にあらためま		4化委託申込量(kg)→	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5. 7円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)

簡易算定方式

	1011 1 2 7 7	Max. (100 Tax)	20 T) () 0) 0 3 3 F 2 0 1 = 0	トンで井田でれているり				
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小教点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五人(kg)	[① - ②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	前事業年度において販売した商品に用いた特定 容器の量から回収量を 控除した量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
	<u> </u>	٧	3	4=1-2	0.35118	(A)		
清涼飲料等					0.28491			
					0.20401	(B)		
酒類					0.24597	(C)		
医薬品					0.31624	(D)		
化粧品等					0.33478	(E)		
上記以外の用途					0.12203	(F)		
	-	※節目質ウナナの	↑ 場合は、控除することが	マキキサ /		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※間易昇走方式の されていますが、わかりや		5. 7円/kg	<u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 26 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)		[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00440	(A)		
清涼飲料等					0.02171	(B)		
酒類					0.00759	(C)		
医薬品					0.01678	(D)		
化粧品等					0.00095	(E)		
上記以外の用途					0.00968	(F)		
↑ 注1)省令においては、そ (「主たる業種」ごとという	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますが、わかりやす	すく「用途」にあらためまし		品化委託申込量(kg)→		⑦=再商品化実施委託単価 5. 7円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

	ロエチたかみ	人(100 事未於此平)	(, o , o) prodiction ()	+HC1040 0170				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四捨五入(kg)	への委託により回収した	①一②]のうち、事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①ー②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00440	(A)		
清涼飲料等					0.02171	(B)		
酒類					0.00721	(C)		
医薬品					0.01678	(D)		
化粧品等					0.00095	(E)		
上記以外の用途					0.00533	(F)		
		※簡易算定方式	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)			5. 7円/kg				

平成 27 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小數点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.39215	(A)		
清涼飲料等					0.33257	(B)		
酒類					0.36992	(C)		
医薬品					0.40709	(D)		
化粧品等					0.30799	(E)		
上記以外の用途					0.40400	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.8円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			

簡易算定方式

	161 12 77 7		- PO	•				
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五人(kg)	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	前事業年度において販売した商品に用いた特定 容器の量から回収量を 控除した量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) (4)×(5)	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
	U	(2)	3	4=1-2	0.35293			
食料品					0.30293	(A)		
清涼飲料等					0.29931	(B)		
酒類					0.25894	(C)		
医薬品					0.30532	(D)		
化粧品等					0.30799	(E)		
上記以外の用途					0.10100	(F)		
lack		ツ笠日笠中ナナの	↑ # △ は			⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※簡易算定方式の されていますが、わかりや		5. 8円/kg	<u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 27 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	2	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00282	(A)		
清涼飲料等					0.01884	(B)		
酒類					0.00694	(C)		
医薬品					0.01610	(D)		
化粧品等					0.00078	(E)		
上記以外の用途					0.02639	(F)		
↑ 注1)省令においては、4 (「主たる業種」ごとという	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますが、わかりやす	すく「用途」にあらためまし		占化委託申込量(kg)→		⑦=再商品化実施委託単価 5.8円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

	ロエチたかみ	八〇〇	, (, o, oo y p = 0 1 = 0 + 0 + 0 +	+HC1040 0170				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四捨五入(kg)	への委託により回収した	① 一②]のうち、事業活動により 事満した 特定容器の量 (kg)③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①ー②		再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00282	(A)		
清涼飲料等					0.01884	(B)		
酒類					0.00659	(C)		
医薬品					0.01610	(D)		
化粧品等					0.00078	(E)		
上記以外の用途					0.01452	(F)		
		※簡易算定方式	⑥=(A)~(F)の合計		⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			
)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 再 商品化委託申込量(kg)→ Eたる業種」ごとという意味ではありません。)						5. 8円/kg	

平成 28 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.43390	(A)		
清涼飲料等					0.40950	(B)		
酒類					0.43188	(C)		
医薬品					0.41953	(D)		
化粧品等					0.42113	(E)		
上記以外の用途					0.42242	(F)		
↑ 注1)省令においては、そ (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.5円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小數点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.41221	(A)		
清涼飲料等					0.34808	(B)		
酒類					0.28072	(C)		
医薬品					0.31465	(D)		
化粧品等					0.42113	(E)		
上記以外の用途					0.04224	(F)		
		※簡易算定方式の	⑥=(A)~(F)の合計		⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや		5. 5円/kg				

平成 28 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	ž	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)		[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00377	(A)		
清涼飲料等					0.02259	(B)		
酒類					0.00721	(C)		
医薬品					0.01460	(D)		
化粧品等					0.00577	(E)		
上記以外の用途					0.00065	(F)		
↑ 注1)省令においては、そ (「主たる業種」ごとという	ら比率が「業種別」と表現さ 意味ではありません。)	れていますが、わかりやす	すく「用途」にあらためまし		品化委託申込量(kg)→		⑦=再商品化実施委託単価 5.5円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

		、(100 事未水此干)	(10) 10) 201 201 20	1				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四拾五入(kg)	への委託により回収した	① 一②]のうち、事業活動により 事業活動にた 特定容器の量 (kg)③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)		再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00377	(A)		
清涼飲料等					0.02259	(B)		
酒類					0.00648	(C)		
医薬品					0.01460	(D)		
化粧品等					0.00577	(E)		
上記以外の用途					0.00065	(F)		
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	予比率が「業種別」と表現さ	※簡易算定方式 れていますが、わかりやす	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.5円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 29 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.38424	(A)		
清涼飲料等					0.36768	(B)		
酒類					0.38502	(C)		
医薬品					0.37954	(D)		
化粧品等					0.38110	(E)		
上記以外の用途					0.38354	(F)		
↑ 注1)省令においては、名	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	されていますが、わかりや	ーーーー すく「用途」にあらためま			⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
「「主たる業種」ごとという					品化委託申込量(kg)→		5. 7円/kg	3

簡易算定方式

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	①一②]のうち、事業活動により費消した特定容器の量(kg)③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①一②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小教点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.36502	(A)		
清涼飲料等					0.31253	(B)		
酒類					0.28877	(C)		
医薬品					0.28466	(D)		
化粧品等					0.38110	(E)		
上記以外の用途					0.03835	(F)		
		※簡易算定方式の	↓	 「できません。		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや		5. 7円/kg				

<過年度申込用>(稅抜)

平成 29 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四拾五入(kg)		[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00677	(A)		
清涼飲料等					0.02089	(B)		
酒類					0.00941	(C)		
医薬品					0.01048	(D)		
化粧品等					0.00580	(E)		
上記以外の用途					0.00001	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	ト比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.7円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			
				TSIPUM	品化委託申込量(kg)→		J. 71 17 Ng	

簡易算定方式

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	への委託により回収した	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00677	(A)		
清涼飲料等					0.02089	(B)		
酒類					0.00847	(C)		
医薬品					0.01048	(D)		
化粧品等					0.00580	(E)		
上記以外の用途					0.00001	(F)		
		※簡易算定方式			⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	ら比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますが、わかりやす		5. 7円/kg				

平成 30 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業:	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.40883	(A)		
清涼飲料等					0.38796	(B)		
酒類					0.40760	(C)		
医薬品					0.39897	(D)		
化粧品等					0.40996	(E)		
上記以外の用途					0.41204	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや	ーーーー oすく「用途」にあらためま			⑥=(A)~(F)の合計		⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
(・エルの木住]にここい。	/心外 (140)がみ ピル。/			冉商 前	品化委託申込量(kg)→		5. 6円/kg	

簡易算定方式

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.38839	(A)		
清涼飲料等					0.34917	(B)		
酒類					0.30570	(C)		
医薬品					0.29922	(D)		
化粧品等					0.38946	(E)		
上記以外の用途					0.04120	(F)		
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		※簡易算定方式の されていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.6円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

平成 30 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四捨五入(kg)		[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00628	(A)		
清涼飲料等					0.02222	(B)		
酒類					0.00818	(C)		
医薬品					0.01298	(D)		
化粧品等					0.00824	(E)		
上記以外の用途					0.00007	(F)		
↑ ************************************	てい変が「業種別」しま用さ	カナいままが わかりか	ナバ田冷ルニならなめまし	+_		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金
注1)有句においては、名(「主たる業種」ごとという	ら比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れいていまり かいれかりや	9 (「州速」」こめらだめまし		品化委託申込量(kg)→		5. 6円/kg	<u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四拾五入(kg)	への委託により回収した	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00628	(A)		
清涼飲料等					0.02222	(B)		
酒類					0.00777	(C)		
医薬品					0.01298	(D)		
化粧品等					0.00824	(E)		
上記以外の用途					0.00006	(F)		
		※簡易算定方式	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	ら ら ら う き は ありません。)			5. 6円/kg				

平成 31 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	当	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.43187	(A)		
清涼飲料等					0.40020	(B)		
酒類					0.42928	(C)		
医薬品					0.41676	(D)		
化粧品等					0.43320	(E)		
上記以外の用途					0.42777	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや	らすく「用途」にあらためま	=		⑥=(A)~(F)の合計		⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>
(・エルの末作]ことという	/志外 (16の76 ほん)			冉 商品	品化委託申込量(kg)→		6. 0円/kg	

簡易算定方式

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)4=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.38868	(A)		
清涼飲料等					0.36018	(B)		
酒類					0.30050	(C)		
医薬品					0.31257	(D)		
化粧品等					0.41154	(E)		
上記以外の用途					0.04278	(F)		
1 1		※簡易算定方式の	↑ 場合は、控除することが	 できません。		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや		6. 0円/kg				

<過年度申込用>(稅抜)

平成 31 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小教点第1位を 四拾五入(kg)		[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00513	(A)		
清涼飲料等					0.03067	(B)		
酒類					0.00746	(C)		
医薬品					0.01620	(D)		
化粧品等					0.00874	(E)		
上記以外の用途					0.00260	(F)		
	ᄼᅶᆓᄯᇅᆇᄄᆔᆡᇈᆂᅖᆠ	カナハナナボ わかりや	ナバ田冷ルニなられかま	+_		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金
	:1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 「主たる業種」ごとという意味ではありません。) 再商品化委託申込量(kg)→						6. 0円/kg	<u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg) ①	への委託により回収した	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00513	(A)		
清涼飲料等					0.03067	(B)		
酒類					0.00708	(C)		
医薬品					0.01539	(D)		
化粧品等					0.00874	(E)		
上記以外の用途					0.00260	(F)		
	5比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	※簡易算定方式れていますが、わかりやっ	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 6. 0円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

令和 2 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	単価(円/kg) 円間品化美施安託料金(円)		
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)			
食料品					0.42413	(A)				
清涼飲料等					0.38683	(B)				
酒類					0.42409	(C)				
医薬品					0.41367	(D)				
化粧品等					0.42814	(E)				
上記以外の用途					0.40863	(F)				
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりや	っすく「用途」にあらためま	した。 再商品	品化委託申込量(kg)→	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.9円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>		

簡易算定方式

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小教点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.40292	(A)		
清涼飲料等					0.36749	(B)		
酒類					0.33927	(C)		
医薬品					0.31025	(D)		
化粧品等					0.40674	(E)		
上記以外の用途					0.04086	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		※簡易算定方式の されていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5. 9円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

<過年度申込用>(稅抜)

令和 2 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	への委託により回収した	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00893	(A)		
清涼飲料等					0.04098	(B)		
酒類					0.00943	(C)		
医薬品					0.01614	(D)		
化粧品等					0.00610	(E)		
上記以外の用途					0.00156	(F)		
↑ 注1)省令においては、2 (「主たる業種」ごとという	ら比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	れていますが、わかりやっ	すく「用途」にあらためまし	.た。 再商 品	品化委託申込量(kg)→	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 5.9円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>

簡易算定方式

	ロエチをバタ	(100 于水水和干	1/70/00昇式によりし	. эт ш С 10 С 0 В 3 в				
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五人(kg)			前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00893	(A)		
清涼飲料等					0.04098	(B)		
酒類					0.00943	(C)		
医薬品					0.01452	(D)		
化粧品等					0.00610	(E)		
上記以外の用途					0.00156	(F)		
		※簡易算定方式			⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)	
	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)			品化委託申込量(kg)→		5. 9円/kg	**************************************	

令和 3 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.42413	(A)		
清涼飲料等					0.39087	(B)		
酒類					0.42632	(C)		
医薬品					0.41729	(D)		
化粧品等					0.43166	(E)		
上記以外の用途					0.44926	(F)		
↑ 注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。						⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
(「主たる業種」ごとという		C16 C6 まりか、4)かりか	′タ ペ州速川〜のり/ニタンま	再商品	品化委託申込量(kg)→		6. 4円/kg	(1日本瀬切り拾く)

簡易算定方式

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)4=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.40292	(A)		
清涼飲料等					0.37133	(B)		
酒類					0.34105	(C)		
医薬品					0.33383	(D)		
化粧品等					0.41007	(E)		
上記以外の用途					0.11232	(F)		
注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		※簡易算定方式の されていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 6.4円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

令和 3 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	への委託により回収した	[①一②]のうち、事業活動により費消した特定容器の量 小数点第1位を四拾五入(kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品	-		9		0.00946	(A)		
清涼飲料等					0.04096	(B)		
酒類					0.00921	(C)		
医薬品					0.01761	(D)		
化粧品等					0.00756	(E)		
上記以外の用途					0.00002	(F)		
↑ ↑1) 少 合に セ いては タ	ら比率が「業種別」と表現される。	カブハキオが わかりか	ナノ「田冷」にならためまし	<u>+-</u>	-	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
(「主たる業種」ごとという		10 CU & 9 DV 17 DV 19 19 19	ソン・用座」このりためまし	再商品	品化委託申込量(kg)→		6. 4円/kg	(1日本機切り指し)

簡易算定方式

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	への委託により回収した	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)		再商品化義務量	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00946	(A)		
清涼飲料等					0.04096	(B)		
酒類					0.00875	(C)		
医薬品					0.01673	(D)		
化粧品等					0.00756	(E)		
上記以外の用途					0.00002	(F)		
	・						⑦=再商品化実施委託単価 6.4円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>

令和 4 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・茶色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	Ž .	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小教点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四拾五入(kg) ②	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.45794	(A)		
清涼飲料等					0.42272	(B)		
酒類					0.45500	(C)		
医薬品					0.44183	(D)		
化粧品等					0.45996	(E)		
上記以外の用途					0.46470	(F)		
↑ 注1) 坐合においては タ	「	されていますが、わかりや	うせ/「田冷 リニなこ ためま	1 +-		⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
(「主たる業種」ごとという		ごれいしいまりかいれかか か	~ゞヾ用迹」」このりにめま	再商品	品化委託申込量(kg)→		7. 2円/kg	(1日本週刊9指()

簡易算定方式

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.43504	(A)		
清涼飲料等					0.42272	(B)		
酒類					0.29575	(C)		
医薬品					0.35346	(D)		
化粧品等					0.41396	(E)		
上記以外の用途					0.23235	(F)		
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		※簡易算定方式の されていますが、わかりや	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 7.2円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

令和 4 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

____ ガラスびん・茶色 製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	への委託により回収した	[①一②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(茶色)の 排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00861	(A)		
清涼飲料等					0.03653	(B)		
酒類					0.01185	(C)		
医薬品					0.01937	(D)		
化粧品等					0.01201	(E)		
上記以外の用途					0.00003	(F)		
↑ 注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。						⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)
(「主たる業種」ごとという		10 (0.43 %, 1)%, 9	さい 日後コーのりにめよし	·/-。 再商品	品化委託申込量(kg)→		7. 2円/kg	<u> </u>

簡易算定方式

用途	前事業年度において製造 等をして当該事業において 用いられた特定容器の量 小数点第1位を 四拾五入(kg)	への委託により回収した	[①一②]のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg) ③	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量から回収量を控除した量(kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.00861	(A)		
清涼飲料等					0.03653	(B)		
酒類					0.01007	(C)		
医薬品					0.01937	(D)		
化粧品等					0.01201	(E)		
上記以外の用途					0.00003	(F)		
A 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという	各比率が「業種別」と表現さ う意味ではありません。)	※簡易算定方式 れていますが、わかりやす	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 7.2円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			